

●香川県教育委員会告示第9号

平成17年香川県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成19年10月30日から施行する。
平成19年10月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間		口頭により開示請求を行うことができる期間		口頭により開示請求を行うことができる場所	
試験等の名称	開示する内容	開示する期間	開示する場所	試験等の名称	開示する内容	開示する期間	開示する場所
略	略	略	略	香川県公立学校 教員採用選考試験	第1次選考試験の総合ランク (不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から1月間	教育委員会事務局 義務教育課又は 高校教育課
	略	略	略		第2次選考試験の総合ランク (不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から1月間	
	実習助手に係る選考試験の総合ランク(不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から1月間	教育委員会事務局 高校教育課				
略				略			